

鳥取県公報

昭和十四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県收入証紙規則（昭和二十八年六月鳥取県規則第三十八号）第五条第二項の規定による小売さばき人を昭和三十二年十二月二十七日次とおり指定した。

昭和三十三年一月十四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

番号	氏名	売さばき場所	住所
三〇八	大塚淺治	日野郡高宮村大字 折渡二七五ノ二	日野郡高宮村大字 折渡二七五ノ二

昭和三十三年一月十四日

鳥取県知事 遠 藤 茂	指定年月日
名 称 一 所 在 地	

- ◆告示
- 鳥取県收入証紙小売さばき人の指定
- 保険医療機関の指定
- 保険医の登録
- 種畜證明書の返納
- 土地改良区役員の就任
- 土地改良事業の認可
- 選舉管理委員会の招集
- 二級建築士資格選考による第一次合格者

告 示

本田医院	米子市榎原一四一七の一	昭和三十二年
尙徳診療所	米子市榎原一四一七の一	十二月一日
名 称 一 所 在 地	指定年月日	

00272

00271

鳥取県告示第七号
穴鴨土地改良区から、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十項の規定により、次のように役員が退任及び就任した旨届出があつた。
昭和三十三年一月十四日
立川 武
谷本 輝
山根 茂保
山根 重義
浜本 龜治
難波 正則
前田 信藏
岩戸 海士
細川 海士
平戸 元次
平戸 益雄
浜本 助市
監事 早野 元次
監事 若林 周造
監事 山下 半之助
理事 横山 英太郎
理事 谷本 輝
山根 茂保
山根 重義
浜本 龜治
難波 正則
前田 信藏
岩戸 海士
細川 海士

鳥取県告示第八号
就任した役員の氏名及び住所
理事 矢田 秀雄 東伯郡三朝町大字穴鴨
理事 西村 節夫
安田 繁義
安田 貞一
西村 熊吉
河中 礼市
田中 衛
安田 繁義
安田 貞一
西村 熊吉
理事 谷口 幹三 東伯郡三朝町大字穴鴨

鳥取県告示第四号
健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医の登録をした。
昭和三十三年一月十四日
立川 武
四丁目六〇番地 鳥医六〇一
昭和三十二年十一月二十日
河原 和夫
西町三番六〇二
昭和三十三年一月十四日
鳥取県知事 遠藤 茂
登録の記号
登録年月日
登録年月日
登録年月日

鳥取県告示第六号
細川土地改良区から、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十項の規定により次のとおり役員が就任した旨届出があつた。
昭和三十三年一月十四日
就任した役員の氏名及び住所
理事長 山根 秀雄 岩美郡福部村大字細川
鳥取県知事 遠藤 茂
番号
秀南
幸福
根雨町
松本
般夫
板持
兵藏
第三
榮光
大下
勅雄
第三
秀南
幸福
根雨町
松本
般夫
第三
秀南
幸福
根雨町
松本
般夫

建築士法の一部を改正する法律（昭和三十二年法律第百

公 告

る土地改良事業について、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第三項において準用する同法第十条第一項の規定により、昭和三十二年十二月二十日認可した。

昭和三十三年一月十四日
鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第十一号
鳥取県選舉管理委員会を次のとおり招集する。

昭和三十三年一月十四日
一日 時 昭和三十三年一月十七日 午後一時
二場所 鳥取市吉方 久松閣

三議題 鳥取県選舉管理委員会委員長選舉について

十四号）附則第二項の二級建築士資格選考による第一次合格者は次のとおりである。

昭和三十三年一月十四日
鳥取県知事 遠 藤 茂

昭和三十二年二級建築士選考第一次合格者

受付番号	氏名	受付番号	氏名
い い	酒井 吉信	く 七四	松崎 茂
九	河村 虎藏	く 七九	橋上 政春
一 一	岩見富次郎	八 六	山本 賴藏
一 九	橋村 甚吉	五	山本 良一
二〇	安藤 政藏	一〇	山下 忠重
二一	水根 治雄	一四	小林 善三
三三	勝田 春清	一五	城戸重太郎
四五	藏本 与一	四六	松原三重吉
五五	猪口 鶴善	四七	小西 貞光
五六	山根 勝雄	六一	熊谷 為治
五八	大谷 信雄	七六	深坂 豊実
六七	懸樋 正二	九四	沢田松次郎

第十項の規定により、土地改良区から次のように役員が退任及び就任した旨届出があつた。

昭和三十三年一月十四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

茂

尾田秀穏 石海正則 大村
監事 土井義則
田中 実
有本貞雄 東今在家

退任した役員の氏名及び住所
北条土地改良区
理事 山口芳治 倉吉市巖城
就任した役員の氏名及び住所
大村東今在家土地改良区
理事 阪上想太郎 鳥取市大村
太田実治
安藤光吉
山本正幸
中村英太郎
尾坂万吉
内田稻吉
東今在家

鳥取県告示第九号

次のとおり基本測量（三、四等三角測量）を終了した旨建設省地理調査所長から通知を受けた。

昭和三十三年一月十四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

茂

一 作業種類 基本測量
二 作業地域 気高郡気高町 東伯郡羽合町
三 終了月日 昭和三十二年十一月十日

鳥取県告示第十号

稻光井字土地改良区から申請のあつた新たに行おうとす

